

県士会会員 各位

一般社団法人 茨城県言語聴覚士会
職能部 横田彰

地域勉強会の設立申請とサポート体制について

本県士会は、茨城県内の言語聴覚療法・摂食機能療法の更なる躍進を目指すうえで、各地域のST勉強会をサポートしていきたいと考えております。その一環として、H27年度より活動支援金を支給しております。このサポート体制によって地域勉強会がさらに活発となり、会員同士の交流（＝横の繋がり、顔の見える関係作り）を深めつつ、STの専門性を追求して頂くことが目的です。

昨年度より申請等が行いやすくなっておりますので、下記詳細及び別紙「地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定」を御確認して頂き、是非御活用して貰えます様お願い申し上げます。

1. 運営・支援金受給の資格

勉強会代表者及び構成メンバーの全員が本県士会会員※1であり、且つ年会費を納入済みであること。

2. 申請手続

【新規で設立を申請する場合】

新しく勉強会の設立を希望される方は、所定の書類（様式1）を県士会HPよりダウンロードし、必要事項を記入したうえで、社会局職能部へメールにて提出して下さい。理事会にて申請内容を確認し、後日に承認か否かの返答をさせて頂いております。

【すでに運営されている県内9つの勉強会の場合】

H28年度より、勉強会の継続申請や開催前の活動申請書を提出する必要はありません。規定に該当する講演会等を開催した場合、年度末の3月上旬に活動報告書・領収書を提出して頂きます。※2

3. 担当理事について

運営の補助、県士会との繋がり強化を目的として、勉強会ごとに担当理事を1名付けさせていただきます。

4. 支援金の上限

地域勉強会ごとに年度 2万円を支給します。※2

5. 支援期間

支援期間は年度締めとし、4月1日～翌年3月31日までの1年間とします。

6. 代表者変更の場合

年度途中に地域勉強会代表者が変更となった場合は、社会局職能部へ連絡を入れて下さい。

※1・・・県士会非会員が参加者内にいらっしゃる場合、担当理事より入会を勧めさせて頂きます

※2・・・詳細は、別紙【地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定】を参照して下さい

<各代表者への御依頼>

各勉強会・MLへ登録しているメンバーの把握に関しまして、可能な限り実施して頂きますと幸いです。

不明な点が御座いましたら、職能部 横田 (styokota_777@yahoo.co.jp) まで御連絡ください。

一般社団法人 茨城県言語聴覚士会
地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定

- (1) 本県士会は、県内の地域 ST 勉強会に対して、活動支援金として 2 万円を支給する。
- (2) 上記 2 万円は、県士会総会后（毎年 5 月中旬に開催）、速やかに各地域勉強会の担当理事へ渡す。
- (3) 支援金の使用は、外部講師をお呼びした講演会・勉強会他を県内で開催した場合、且つ講師への謝金・交通費・宿泊費、会場使用料、資料代に限る（※食事代・懇親会費の使用は認めない）。
- (4) 開催規模として、本県士会員の参加者が 10 名以上であることを条件とする。
- (5) 県士会員への還元を目的とし、主催者は支援金を使用する講演会等の開催 1 ヶ月前までに案内文（チラシでも可）を職能部へメールし、職能部より各地域メーリングリストへ周知する。
- (6) 会場使用料・講師の交通費・宿泊費を支援金から使用する場合、支払先に【一般社団法人 茨城県言語聴覚士会】宛ての領収書を発行してもらい、その原本を提出用とする。
- (7) 講師への謝金を支援金から使用する場合、領収書(様式 2)を本会 HP よりダウンロードする。且つ、勉強会側で日付・金額・但し書きを記載し、講師に住所・氏名の記載と捺印を頂く(2 箇所)。原本を講師へお渡しし、控えを提出用とする。
- (8) 地域勉強会代表者は、本県士会 HP から活動報告書(様式 3)をダウンロードして必要事項を記載し、担当理事を通して活動報告書・領収書及び未使用金を毎年 3 月上旬に職能部へ提出する。

(※未使用金の例・・・2 万円の支援金を一度も使用しなかった場合は、2 万円を返却する)
- (9) 職能部は、地域勉強会より提出された活動報告書・領収書及び未使用金も含めた年度の活動詳細を 3 月の理事会にて報告する。

平成 27 年 10 月 31 日 策定

平成 28 年 5 月 22 日 改訂

<問い合わせ先> 社会局 職能部 横田彰 TEL・・・090-5190-1526

Mail・・・styokota_777@yahoo.co.jp